

平成 29 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

監査結果に基づく措置

都 市 整 備 部 公 園 管 理 事 務 所	1
-----------------------------------	---

監査結果に基づく措置

都市整備部

<財務監査>

公園管理事務所

【指摘事項】（指摘年月日：平成 29 年 2 月 20 日）

花川運動公園におけるゲートボール場及び自由広場の施設利用許可について、浜松市都市公園条例第 7 条の 2 において、公園施設を専用利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないと規定しているが、スポーツ振興課が所管する花川運動公園庭球場の指定管理者に許可業務を行わせているので、同条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

【措置】（報告年月日：平成 29 年 12 月 1 日）

花川運動公園のゲートボール場及び自由広場の施設利用許可については、スポーツ振興課が所管する指定管理者により一体的な許可業務ができるよう浜松市都市公園条例の一部改正を行いました。

今後は、浜松市都市公園条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。